

令和4年版										令和5年版										改定理由			
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下		項		
3	2	3	2	4	10		3	2	3	2	4	10		3	2	3	2	4	10		② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	② 交通量が非常に多い期間	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	4	11		3	2	3	2	4	11		3	2	3	2	4	11		③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）	諸基準類の改定にともなう
														3	2	3	2	4	12		④ 温泉地帯など	諸基準類の改定にともなう	
														3	2	3	2	4	13		⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	諸基準類の改定にともなう	
3	2	3	2	5	3	(2)	3	2	3	2	5	3	(2)	3	2	3	2	5	3	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ77）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZ49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5	4	(3)	ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	6	3	①	3	2	3	2	6	3	①	3	2	3	2	6	3	①	受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	2	6	25		3	2	3	2	6	25		3	2	3	2	6	25		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ749）の49μm（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）550g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/㎡以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ777）の77μm（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ763）63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については（HDZ749）49μm（膜厚）以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	7	3	1	3. 亜鉛めっき地肌の基準	3	2	3	7	3	1	3. 亜鉛めっき地肌の基準	3	2	3	7	3	1	3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合には、受注者は、ケーブル以外に成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/㎡（片面付着量）以上とするよう施工しなければならない。	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合には、受注者は、ケーブル以外に成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ749）の49μm（膜厚）以上とするよう施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	3	15	1	1	1. 円筒型枠の施工	3	2	3	15	1	1	1. 円筒型枠の施工	3	2	3	15	1	1	1. 円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	施工計画書に記載することを規定
3	2	3	25	3	4	3. 橋歴板記載事項	3	2	3	25	3	4	3. 橋歴板記載事項	3	2	3	25	3	4	3. 橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の変更
3	2	4	4	13	2	(1)	3	2	4	4	13	2	(1)	3	2	4	4	13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。	JIS名称変更にとともなう
3	2	4	4	13	3	(2)	3	2	4	4	13	3	(2)	3	2	4	4	13	3	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	4	4	13	4	(3)	3	2	4	4	13	4	(3)	3	2	4	4	13	4	(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	4	4	14	1	14. 杭支層の確認・記録	3	2	4	4	14	1	14. 杭支層の確認・記録	3	2	4	4	14	1	14. 杭支層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	JIS名称変更にとともなう
3	2	6	6	4	1	4. 橋面防水工の施工	3	2	6	6	4	1	4. 橋面防水工の施工	3	2	6	6	4	1	4. 橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてははれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてははれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	施工上の留意点について規定
3	2	7	5	4	10	①	3	2	7	5	4	10	①	3	2	7	5	4	10	①	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	7	5	4	11	②	3	2	7	5	4	11	②	3	2	7	5	4	11	②	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	7	5	4	12	③	3	2	7	5	4	12	③	3	2	7	5	4	12	③	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。	JIS名称変更にとともなう
3	2	10	16	9	1	9. 集じん装置の設置	3	2	10	16	9	1	9. 集じん装置の設置	3	2	10	16	9	1	9. 集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/㎡以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/㎡を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/㎡に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/㎡以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/㎡を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/㎡に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	12	7	1	8	②	3	2	12	7	1	8	②	3	2	12	7	1	8	②	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZ777）の77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく（HDZ49）の49μm（膜厚）以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	2	4		6	3	2	0	2	4		6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）	国土交通省 河川砂防技術基準（令和3年4月）	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	5	6		6	3	2	0	5	6		6	3	2	0	5	6		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	6	7		6	3	2	0	6	7		6	3	2	0	6	7		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	0	10		6	4	2	0	0	10		6	4	2	0	0	10		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	0	11		6	4	2	0	0	11		6	4	2	0	0	11		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）	国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（令和3年2月）	諸基準類の改定にともなう
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定による。	諸基準類の改定にともなう
6	8	7	2	3	1	3. クラック防止シート	6	8	7	2	3	1	3. クラック防止シート	6	8	7	2	3	1	3. クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督職員の承諾を得なければならない。	誤植
10	2	2	0	0	13		10	2	2	0	0	13		10	2	2	0	0	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	2	2	0	0			10	2	2	0	0			10	2	2	0	0				日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック（令和3年3月）	基準類の追加
10	2	2	0	0			10	2	2	0	0			10	2	2	0	0				日本道路協会 舗装種別選定の手引き（令和3年12月）	基準類の追加
10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	10	2	8	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」（日本道路協会、平成28年12月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	8		10	4	2	0	0	8		10	4	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	12		10	4	2	0	0	12		10	4	2	0	0	12		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	14		10	4	2	0	0	14		10	4	2	0	0	14		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）		諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	16		10	4	2	0	0	16		10	4	2	0	0	16		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0			10	4	2	0	0			10	4	2	0	0				日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）	諸基準類の追加
																				日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）	諸基準類の追加		
																				日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）	諸基準類の追加		
																				日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）	諸基準類の追加		
																				日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）	諸基準類の追加		
																				日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）	諸基準類の追加		
10	6	2	0	0	16		10	6	2	0	0	16		10	6	2	0	0	16		建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	諸基準類の改定にともなう
10	7	3	6	3	1	3. 防錆処置	10	7	3	6	3	1	3. 防錆処置	10	7	3	6	3	1	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。	工種間の整合
10	7	3	6	3	2		10	7	3	6	3	2		10	7	3	6	3	2		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。	工種間の整合
10	8	2	0	0	9		10	8	2	0	0	9		10	8	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	13		10	8	2	0	0	13		10	8	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）		諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	21		10	8	2	0	0	21		10	8	2	0	0	21		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）	諸基準類の改定にともなう
10	8	5	6	4	1																		

令和4年版

図1-1-2 表示板の例



図1-1-2 表示板の例

令和5年版

図1-1-2 標示板の例



図1-1-2 標示板の例

表1-2-3 伐開除根作業

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切りとる	同左
盛土高1m以下の場合	根からすきとる	#	抜根除去	#

表1-2-3 伐開除根作業

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高1m以下の場合	根からすきとる	#	抜根除去	#

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (80℃) mm ² /S	80~1,000
引 火 点 °C	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (80℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度 (15℃) g/cm ³	報告
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (80℃) mm ² /S	80~1,000
引 火 点 °C	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (80℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密 度 (15℃) g/cm ³	報告
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。

表3-1-1 段階確認一覧表

ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャストブロック組立工 P.C.ホロースラブ製作工 P.C.版桁製作工 P.C.箱桁製作工 P.C.片持箱桁製作工 P.C.押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横組の作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組の作業完了時 P.C.鋼橋・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時

表3-1-1 段階確認一覧表

ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャストブロック組立工 P.C.ホロースラブ製作工 P.C.版桁製作工 P.C.箱桁製作工 P.C.片持箱桁製作工 P.C.押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横組の作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦組の作業完了時 P.C.鋼橋・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)
地覆工 橋梁用高層工		鉄筋組立完了時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時